

山陽小野田市人口ビジョン及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

1 まち・ひと・しごと創生法と総合戦略

国においては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保することにより、将来にわたり活力ある社会を維持していくことを目指して、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しています。

法律では、国は、まち・ひと・しごと創生の基本理念にのっとり、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めることが義務付けられており、また、都道府県及び市町村については、それぞれの区域の実情に応じたまち・ひと・しごとの創生に関する施策について、総合戦略を定めるよう努めなければならないこととされています。

2 第2期山陽小野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の趣旨及び基本的な考え方

人口減少が全国的な課題となる中、本市も例にもれず、昭和60年のおよそ7万人をピークに人口は減少に転じており、自然減と社会減の双方が進行していくなど、将来における地域経済の縮小やまちの活力低下が懸念される状況が続いています。

こうした中、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたことを受け、本市では、平成28年3月に「第1期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少といった大きな課題への対策として、魅力ある住み良い「まち」づくりを進め、新しい「ひと」の流れをつくるとともに、安心して働くための「しごと」を確保できるよう、様々な施策の実施を通じて地方創生に取り組んできたところです。

第1期総合戦略は、令和3年度末までを対象期間とするものですが、人口減少への対策は、引き続き市として取り組むべき課題である点、また、新型コロナウイルス感染症を契機として、都市部から地方へと、新しい人の流れが加速していく可能性が示されるようになった点等を勘案し、第2期となる総合戦略を策定することといたしました。総合戦略は、その理念及び施策が総合計画に包含されたものであり、また、人口減少への対策といった目的についても、総合計画とその方向性を同じくする点に鑑み、第2期総合戦略については、第二次山陽小野田市総合計画中期基本計画と一本化した形で策定しました。

また、総合戦略は、総合計画に示す市全体の取組の中から人口減少対策に関連する部分に着目し、その施策を戦略的に実施していくための指針となるものであることから、

総合戦略における重要業績評価指標（KPI）については、中期基本計画の目標指標及び評価指標に準拠することとします。

なお、今回の策定に当たっては、国の第2期総合戦略の策定趣旨を踏まえ、本市の第1期総合戦略からの継続路線とするとともに、中期基本計画における課題認識を踏まえた基本目標を定め、これに対する数値目標を設定しました。

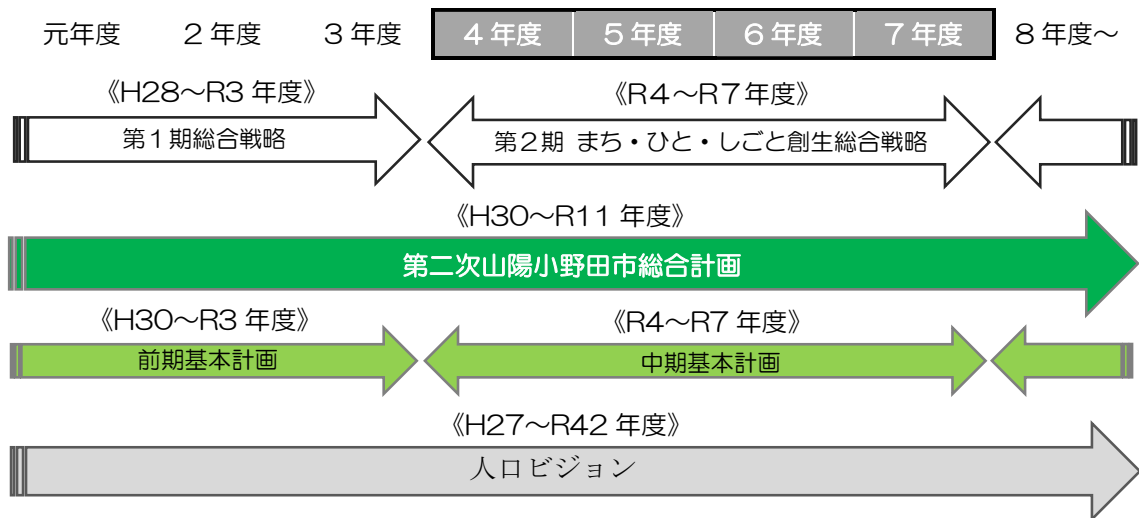
(1) 総合戦略の位置付け

この総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けるもので、本市における人口減少の抑制、地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生を目指し策定しています。

(2) 総合戦略の対象期間

対象となる期間は、第二次山陽小野田市総合計画中期基本計画に合わせて、令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間とします。

【総合計画との関係性】



なお、総合戦略は、本市における人口の現状と今後の推計を示した、「人口ビジョン」に設定する将来展望の実現を図るといった一面を持つ計画でもあります。人口ビジョンについては、令和2年3月に改訂を行ったところであり、今後、国勢調査における確定結果の公表や、人口の将来見込に関し大幅な変動要因が生じた際など、必要に応じて適宜改訂を行うこととします。